

平成三十年三月二十八日提出
質問第一八四号

公文書の訂正等に関する質問主意書

提出者 串田 誠一

公文書の訂正等に関する質問主意書

森友問題に関して、公文書が改竄された疑いがあるとして、改竄前の文書と改竄後の文書が存在しているとの報道がなされている。公文書管理法第一条では、公文書が「健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源」であり、「国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である」としている。

文書の訂正については、一般的には、すべて書き直しを行ったり、書き直しができないときには、誤記や脱字などの訂正などを行ったりするが、公文書では、特に、国民共有の知的資源であり、訂正の経緯も含めて歴史的事実の記録とも言いうるものであり、訂正等についても適正になされる必要がある。

したがって、次の事項について質問する。

一 民間では二重線を引いて、捨て印の横に削○字加○字等による訂正が行われることがあるが、現状では公文書の訂正をどのようにしているか。

二 森友問題を踏まえて、改竄を防止するため、訂正に関するガイドラインを改善または作成したのか。右質問する。